

青森県報

第三千七百四十九号

平成二十五年
九月二十七日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程……………(地域活力) 一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉) 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) 二
障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) 二

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) 三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) 三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) 三

公安委員会

指定講習機関の廃止……………(運転免許課) 四
運転免許取得者教育の認定の取消し……………(同) 四

正 誤

平成二十五年九月二十五日定例告示中……………(総務学事課) 四

訓 令

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
西 北 地 域 県 民 局

青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条の規定により、西北地域県民局長に、平成二十五年青森県西北地域トッププレーヤーズ育成環境整備事業費補助金交付要綱(平成二十五年八月三十日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 西北地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 西北地域県民局地域連携部長は、第二条の規定により西北地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、西北地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、西北地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を西北地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、西北地域県民局長の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ西北地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び西北地域県民局長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急務を要するもので西北地域県民局長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ西北地域県民局長の指示したのものについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	株式会社エコー	十和田市東一番町六の五一	通所介護	デイサービスセンター「つどい」	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一	平成二五年九月二十三日
	医療法人メロディカルファロンテイルア	八戸市大字八幡字下樋田一四の四	訪問看護	訪問看護ステーション「やわた」	八戸市大字田面木字下田面木一三の六共栄ハイ	平成二五年九月二十三日

青森県告示第七百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	株式会社エコー	十和田市東一番町六の五一	通所介護	デイサービスセンター「つどい」	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一	平成二五年九月二十三日
	医療法人メロディカルファロンテイルア	八戸市大字八幡字下樋田一四の四	訪問看護	訪問看護ステーション「やわた」	八戸市大字田面木字下田面木一三の六共栄ハイ	平成二五年九月二十三日

青森県告示第七百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の規定により公示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人なごみ会	上北郡東北町字上笹橋二二三の八	生活介護	生活介護なごみの家あんず	上北郡東北町字上笹橋二二三の八	平成二五・〇・一	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七條の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
久慈修一後援会	越田 長四郎	久慈 正美	東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元七一の九	平成二五・八・二

青森県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	代表者	新	旧	届出年月日
自由民主党鯉ヶ沢町支部		工藤 兼光		坂牛 淳治	平成二五・八・一

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	代表者	新	旧	届出年月日
青森県ビルメンテナンス政治連盟		高野 悟		七尾 三郎兵衛	平成二五・七・六
税理士による津島淳後援会		米田 孝嗣		兼平 義弘	
	会計責任者	泉谷 博之		佐々木 信一	二五・八・一

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法第三項の規定により告示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
相馬勝治後援会	平成二五・五・一〇	平成二五・八・九
中村ひろひこ青森後援会	二五・八・三	二五・八・三

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百三三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により指定講習機関株式会社弘前自動車学校の行う特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 廃止した特定講習の種類別

普通自動車免許、自動二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習

二 廃止した年月日

平成二十五年九月二十日

青森県公安委員会告示第百四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第五項の規定により運転免許取得者教育を行う株式会社弘前自動車学校の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 取り消した運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる課程

二 取り消した年月日

平成二十五年九月二十日

正 誤

総務学事課

発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
平成 ^{二五} _{九二五} 第三七四八号	告 示	第七〇三号	一	上	ら 後 ろ か 七	第七百三三号	第七百二二号
平成 ^{二五} _{九二五} 第三七四八号	告 示	第七〇四号	一	下	一 三	第七百四号	第七百三三号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭